

○藤枝市議員報酬等審議会条例

昭和 3 9 年 7 月 2 5 日

条例第 4 8 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 0 条第 1 4 項の政務活動費の額について審議するため、藤枝市議員報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 市長は、議会の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額及び当該活動費の額について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 1 0 人をもって組織し、その委員は市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、必要の都度市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 4 8 年 1 0 月 1 日条例第 3 0 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 5 5 年 1 2 月 2 5 日条例第 2 6 号）

この条例は、昭和 5 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 9 年 1 2 月 2 2 日条例第 3 1 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年 3 月 2 8 日条例第 1 2 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 1 2 月 2 0 日条例第 2 8 号）

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 1 2 月 2 5 日条例第 3 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 2 月 2 2 日条例第 2 号）

この条例は、平成 2 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年 3 月 2 5 日条例第 4 号）

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。